

(仮称) 函南太陽光発電事業 答申案調製表

：本事業において特別に配慮した項目

区分	函南町長意見	アセス委員	庁内連絡会議	住民等	答申案
全般	1	事業者側は、所々で「影響がない」と説明しているが、アセスは、影響がないことを今後の調査、予測及び評価によって明らかにしていくものであるという視点で回答願いたい。 (吉崎会長)			本事業は、県環境影響評価条例に基づく手続であることから、県環境影響評価技術指針（以下「技術指針」という。）に従って、調査、予測及び評価を実施する項目、範囲、方法その他手続を選定すること。特に、大規模な森林伐採と土地の改変を伴う造成工事等では、雨水の流出量の増加や土砂の移動、流出によって、生活環境や自然環境に大きな影響を及ぼすおそれがあること、及び近年の豪雨による浸水被害や土砂崩壊により大きな被害を受けている地域住民等からも、本事業の実施に対して、多くの不安の声が寄せられていることから、技術指針に規定する「土地の安定性」、「地下水の変化」、「河川の変化」及び「土壌、土砂の流出、堆積」については、必ず調査、予測及び評価を実施すること。
全般	2	事業者見解には、災害に関して林地開発許可を受けているというような記述が見られるが、林地開発許可は森林法に基づき審査基準を定め、それに基づいて審査しているものであり、アセスは、行為や工作物が環境に及ぼす影響について審査していくものである。 <u>林地開発許可を受けていても、環境に影響がある項目については、適切な調査方法等について、アセスで審査していくことを理解すること。</u> （吉崎会長）			
全般	3	本事業の実施区域は、伊豆半島ジオパークのジオサイトであり富士箱根伊豆国立公園を含んでいることから、景観や自然環境等に重大な影響を及ぼす可能性がある。 近年の豪雨災害やそれに伴う土砂災害、地震発生状況を考えると土地の安定性、河川の変化及び土壌、土砂の流出、堆積等の静岡県環境影響評価技術指針に規定する環境要素の記載が不足している。	調査等の項目は、発電所アセス省令から選定するのではなく、 <u>県環境影響評価技術指針に基づき選定</u> すること。（吉崎会長）		
全般	4	函南町民や地域住民及び町内関係団体等に対して、 <u>事業説明等が不十分であり理解されていない</u> 状況で、不信感だけが存在している。方法書についての説明に努める姿勢が消極的かつ不誠実であるほか、説明会での発言と矛盾している。			環境影響評価方法書に対し、地域住民等から1,400件を超える意見が出されたことは、本事業に対する重大な懸念や不安の表れであり、函南町長からも、「函南町民や地域住民及び町内関係団体等に対して、事業説明等がまったく不十分であり理解されていない状況で、不信感だけが存在しているのが現状である。」との意見が述べられている。
全般	5	函南町民や地域住民及び町内関係団体等に対して、 <u>丁寧な説明を行い、理解を得るよう努める</u> こと。	環境影響評価の実施に当たっては、住民及び地元町から寄せられた意見等に十分配慮するとともに、説明会を開催するなど、積極的な情報公開に努め、 <u>住民への説明を十分に行う</u> こと。（エネ政課）	<u>地元への説明や合意の取り付け</u> などには、現事業者だけでなく、今後事業を実施する予定の会社の参加も必須かと感じる。【NO. 217】	本事業を円滑に実施するためには、地元の理解と協力を得ることが不可欠である。引き続き、事業説明会の場を活用し、地域住民等に対し丁寧に説明すること。その際には、環境保全に関するデータや情報を最大限公開し、透明性の確保に努めること。

(仮称) 函南太陽光発電事業 答申案調製表

：本事業において特別に配慮した項目

区分	函南町長意見	アセス委員	庁内連絡会議	住民等	答申案
全般	6	最新の知見、先行事例や専門家の助言、関係機関及び地域住民等の意見を取り入れること。			準備書の作成に当たっては、最新の知見や先行事例、専門家の助言、地域住民の意見等を積極的に取り入れるとともに、具体的、客観的な情報を示し、分かりやすい記載に努めること。
全般	7	【生態系に関する意見から移動】 オ 本事業の実施区域において、手続き中、工事中及び供用時にわたり、新たに重要な動植物及び生態系が確認された場合又は現段階で予測し得なかった環境への影響が生じた場合には、関係機関と協議のうえ、環境影響評価をやり直すとともに、その内容を公表し、適切に対応すること。			また、環境影響評価の項目並びに環境影響の調査、予測及び評価手法に影響を及ぼす新たな事実が判明した場合には、項目の見直しや追加を行うこと。
全般	8	明確な資料等が不足しており、客観的な根拠を示すこと。	建設機械の稼働時の影響は、造成時の一時的な影響に含まれるということだが、 <u>分かりやすく整理</u> し、県技術指針に基づいて適正に調査等の項目が選定されているかを検討すること。(吉崎会長)		評価の手法における環境影響の回避や低減にかかる評価の <u>具体的な記載</u> がない。 【NO. 87, 137, 161】
全般	9				最も広範囲に影響が及ぶと考えられる <u>範囲の設定の根拠</u> が示されていない。【NO. 7】
全般	10				影響範囲や関係地域の設定が根拠もなく <u>極めて狭い範囲</u> となっている。【NO. 11, 25】
全般	11				大規模な施設ともなればその影響はとて大きく、 <u>現在の環境アセスメント科学では予測するのが難しい</u> のではないかと懸念しています。【NO. 166】
全般	12				影響の実測は、単位時間の評価だけでなく、 <u>平均値や最大、最小値の評価</u> も行うこと。 【NO. 55】
全般	13				現状、 <u>影響回避をした場合、影響回避をしなかった場合の観点から評価を行う必要がある</u> 。【NO. 165】
全般	14	想定されるすべての影響について、方法書に明記し、環境影響評価の結果を踏まえてすべて検証し、 <u>方法書を再度公表</u> すること。			条例には、方法書の再度公表の手続はない。
全般	15				選定すべき場所、手段・方法、結果などに <u>SDGsの思想</u> を取り入れて対処することが不可欠である。【NO. 1】
全般	16				事業をすることによって森林伐採して山林を開発して、後々の廃棄物問題を加味しても太陽光発電の方の <u>環境負荷が少なくと総合的に判断する必要がある</u> 。【NO. 2】
全般	17				森林を伐採しこのような巨大な人工物を設置することは、周辺の <u>生活環境や観光資源への悪影響</u> が予想される。【NO. 208】
全般	18	キ 近隣には、稼働中の発電事業地が存在していることから、その旨を正確に示すこと。	対象事業実施区域の <u>隣接地</u> (泉竜寺の北側約100m超あたり)に、本事業よりは小規模に見えるが、 <u>太陽光発電施設がある</u> ようだが、この施設との本事業との <u>複合的な影響をどのよう考えるか</u> 。(立蔵委員、斉藤委員)		複合的な影響は本事業が稼働した後に生じるが、近隣の事業は既に工事が完了している上、規模も小さいことから、影響は軽微であると考ええる。

(仮称) 函南太陽光発電事業 答申案調製表

：本事業において特別に配慮した項目

区分	函南町長意見	アセス委員	庁内連絡会議	住民等	答申案
大気汚染	1 ウ 工事用車両から発生する粉じんの調査地点は、道路沿いに設定されていないため、 <u>主要地方道熱海函南線沿いの地点を設定すること。地図範囲外の西側の走行ルート沿いにも住居がある</u> ことから、調査地点として設定すること。工事用車両による粉じん等の影響予測を行うにあたっては、工事用車両の走行ルート沿いにおいて粉じん・気象の現地調査及び交通量調査を四季（春季、夏季、秋季、冬季）実施すること。	工事関係車両の主要な <u>走行ルートが1つしか定められていないが、車両を他のルートに分散させることなく、1本に集中して運用する</u> ということか。 県道11号は <u>住宅地を縦断するような道路</u> であり、しかも道幅がかなり狭いように見える。現時点で <u>工事用車両は1日あたりどの程度</u> の往復が見込まれているのか。 また、狭い道路への車両走行に対する <u>沿道住民へ</u> はどのような <u>配慮</u> を検討しているか示すこと。（立蔵委員、斉藤委員）		粉塵、煤塵等の調査は、 <u>運搬先まで含めた、長期で広域にわたる調査</u> を実施すべきである。【NO. 71, 72】	資機材や残土を運搬する工事車両（以下「工事車両」という。）の通行に伴い、粉じんが発生するおそれがあることから、事業実施区域周辺だけでなく、工事車両の走行ルート沿いにおいても交通量を勘案した調査、予測及び評価を実施すること。
大気汚染	2 イ 工事の施工により、 <u>建設機械から排気ガスの発生</u> が見込まれるため、現地調査項目に <u>二酸化窒素及び浮遊粒子状物質を追加</u> すること。建設機械は年間を通して稼働するため、気象調査は、予測評価に必要である大気安定度を算出するための項目（風向・風速、日射量、放射収支量等）も含め、通年観測を実施すること。			<u>工事車両等</u> から排出される <u>大気汚染物質</u> と健康被害、影響について、車両が走行する町内全域での調査、予測、評価の実施をしてほしい。【NO. 50, 51, 73】	工事の実施に伴う建設機械の稼働及び工事車両の通行により、排気ガスの発生が見込まれるため、調査等の項目に二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の調査を追加すること。
大気汚染	3		粉じんの調査地点が「工事用資材の搬出入」と「建設機械の稼働」と同じであるが、騒音・振動のように <u>分けて設定</u> すべきではないか。（森保課）		評価項目については、再選定をするように意見を述べる。
大気汚染	4		「粉じん等」「振動」については、「 <u>造成等の工事施工による一時的な影響</u> 」を項目として <u>選定されない理由</u> を明確にすること。（森保課）		
大気汚染	5		「粉じん等」については、 <u>造成工事中における影響が最も大きい</u> ことが想定されるため、工事用車両走行に伴う影響とは別に、評価を実施すること。（森保課）		

(仮称) 函南太陽光発電事業 答申案調製表

：本事業において特別に配慮した項目

区分	函南町長意見	アセス委員	庁内連絡会議	住民等	答申案
振騒動音	1	ア 建設機械の稼働に伴う騒音及び振動について、周辺住居等における影響を把握する必要性から、 <u>周辺住居にも地点を設定</u> すること。	工事中の資材の搬出入についても選定されていないが、 <u>工事中道路を取り付けるときの建設機械が発生する騒音などは評価</u> しないということか。(吉崎会長)		事業実施区域周辺の住居地は、外部を要因とする騒音・振動の発生が少ない場所であり、工事車両の通行及び建設機械の稼働に伴う騒音及び振動は、近隣の住民の生活環境に影響を及ぼすおそれがあることから、事業実施区域の近隣の住居地に調査地点を追加し、調査、予測及び評価を実施すること。
振騒動音	2	イ 本事業の実施区域は、外部を要因とする騒音・振動の発生が少ないことから、建設機械の稼働、工事用資材の搬入及び施設稼働後の <u>予測結果が現在の測定値を上回る場合は、環境保全措置</u> を講じること。			工事車両の通行に伴う騒音、振動の調査等は、使用する道路の交通量を踏まえて実施すること。
振騒動音	3		工事関係車両の主要な <u>走行ルートが1つ</u> しか定められていないが、車両を他のルートに分散させることなく、1本に集中して運用するということか。 県道11号は <u>住宅地を縦断するような道路</u> であり、しかも道幅がかなり狭いように見える。現時点で <u>工事用車両は1日あたりどの程度</u> の往復が見込まれているのか。 また、狭い道路への車両走行に対する <u>沿道住民へ</u> はどのような <u>配慮</u> を検討しているか示すこと。(立蔵委員、斉藤委員)		
振騒動音	4		走行ルートは軽井沢地区を通ることになっており、幅員も狭いことから、 <u>交通影響を選定しない理由</u> をデータに基づき示すこと。(立蔵委員)		
振騒動音	5	ウ 工事用資材の搬入について、工事車両の通行が増加するため搬入経路の <u>道路状況</u> と沿線にある <u>家屋等への影響</u> が懸念される。工事用車両の走行ルート沿いには、地図範囲外の西側にも住居があることから、調査地点として追加すること。工事車両の通行により周辺住民の道路利用、騒音及び振動に影響が及ばないよう配慮すること。また、工事車両の通行により、発生する振動で <u>建物等への損傷(ひび割れ等)</u> が考えられるため、影響する範囲を示して工事前に建物等への状況を調査し、 <u>具体的な環境保全措置</u> を準備書に記載すること。		大型の <u>工事関係車両の通行による家屋への振動による影響</u> の調査を実施する必要がある。 【NO. 80】	町長意見の前半部分の調査地点、騒音及び振動の影響については、前の意見に反映済み。  補償に関する内容は、アセスの対象ではない。

(仮称) 函南太陽光発電事業 答申案調製表

：本事業において特別に配慮した項目

区分	函南町長意見	アセス委員	庁内連絡会議	住民等	答申案
振騒動音 6	エ 騒音調査については、騒音に係る環境基準の評価マニュアルに従い、調査地点の選定と解析を実施すること。道路騒音調査地点は、 <u>除外すべき川の音等</u> や <u>道路のカーブ、音の反射要因を避ける等</u> 、周囲の状況を十分理解したうえで適切に設定すること。				工事車両の通行に伴う騒音の調査地点は、騒音に係る環境基準の評価マニュアル等を踏まえ、除外すべき川の音等や道路のカーブ、音の反射要因を避ける等、周囲の状況を十分理解した上で適切に設定すること。
振騒動音 7	オ 施設稼働による騒音については、 <u>設置予定のパワーコンディショナーから発生する騒音調査を実施</u> したうえで、その結果を用いて予測評価を実施すること。	施設の稼働時における騒音源を具体的に示すこと。(冷却系など)。また、同様の事業におけるパワーコンディショナー等由来の騒音について、その問題点や周囲への影響、 <u>対策などに関する事例や知見の蓄積</u> はあるか。(立蔵委員)		パワーコンディショナーの特定の周波数が卓越する音の調査、周波数に応じた幅広い調査を行う必要がある。また、パワーコンディショナーの影響以上に、 <u>空調機器の騒音の影響</u> も大きい。空調機器については夜間であっても騒音源となることを想定した調査を行う必要がある。 【NO. 77】	パワーコンディショナー、空調機器及び変圧器から発生する騒音や低周波音が近隣の住民の生活環境に影響を及ぼすおそれがあることから、周囲への影響や対策などに関する事例や知見を収集し、それらを踏まえて予測及び評価を実施すること。
振騒動音 8	カ <u>パワーコンディショナー等から低周波空気振動の発生</u> も懸念されるため、設置予定のパワーコンディショナーから発生する低周波空気振動の調査及び予測評価を実施すること。			<u>変圧器から騒音が発生する低周波騒音</u> について調査項目に選定するべきである。【NO. 52】	
振騒動音 9				<u>発電設備から発せられる騒音</u> について、風向きによっては近隣住民に影響を及ぼすと懸念される。【NO. 74】	
振騒動音 10				<u>工事に伴う騒音</u> が大きく懸念され、酪農の生にストレスを及ぼす懸念がある。【NO. 79】	
振騒動音 11				騒音・振動の調査は、 <u>盆地全域で影響を評価</u> すべき。【NO. 76】	
振騒動音 12				騒音等の調査は、 <u>複数の時間帯</u> を設け、 <u>長期間の調査</u> が必要である。【NO. 78】	

(仮称) 函南太陽光発電事業 答申案調製表

: 本事業において特別に配慮した項目

区分	函南町長意見	アセス委員	庁内連絡会議	住民等	答申案
汚水濁質 1	ア 影響範囲の考え方は、「主要な濁水が河川に流入した後、バックグラウンド濃度と同程度となる十分混合する地点まで」(環境省水質調査方法)とし、調査及び予測評価を実施すること。予測条件は浮遊物質初期濃度の最大値を3,000mg/Lとし、沈砂池から発生する濁水を完全混合式により予測すること。なお、予測にあたっては、条件とする沈砂池の設計容量及び沈降試験の実測値を明確にすること。予測手法として提示した「重要水源地における林道と水流の間の距離」は、表面流出を伴う降雨時(常時水流時以外)には適合しないと考えられるため、環境保全の立場から、途中で土壌浸透しないものとして予測すること。	泥水が河川に流出した場合、底に泥が溜まるなどして、底生生物や生態系に影響が及ぶ。(加須屋委員)	沈砂池からの排水が河川等へ到達することを前提に浮遊物質量を予測してください。(森保課)	濁水について、沈砂池からの排水濃度を予測し、その根拠を示す必要がある。【NO.83】	濁水の流出は、河川に生息する底生生物や生態系に影響を及ぼすおそれがあることから、沈砂池の効果を検証した上で、排水される濁水濃度の予測、評価を実施すること。  予測手法については、アセス審査会から見直しの意見が出ていないことから、町長意見にある土壌浸透を考慮しない予測手法までは求めない。
汚水濁質 2		パネルは、表土を剥ぎ取って、ローム層に設置すると説明していたが、降雨時には、パネルから雨滴が集まることで泥水を流出させるが、沈砂池で泥を沈殿させられるのか。(加須屋委員)			
汚水濁質 3		開発により、沈砂池で沈殿しきれないような細かい粒子が流出した場合は、調査に追加し、生態系への影響について準備書に記載すること。(吉崎会長)			
汚水濁質 4	イ 調整池からの浮遊物質量(SS)は、50年確率の降雨と調整池容量を基に算出すること。	浮遊物質の調査を降雨時に1回行うとしているが、どの程度の降雨規模を想定しているのか。土砂や浮遊物質が多く流下するのは通常の降雨ではなくむしろ大きな降雨時なので、影響を適切に評価できる手法を検討すること。(今泉委員)		造成後の降雨時、大雨時、洪水時の濁りも評価すべき。【NO.58,82,86】	大規模な森林伐採と土地の造成工事に伴い発生する濁水は、大雨時に大量に発生することから、濁りの原因物質である浮遊物質の発生量について、調査、予測及び評価を実施すること。なお、安全に調査を実施するため、自動観測機器の設置等も検討すること。
汚水濁質 5		時間10mmの降雨を想定して水の濁りを評価するということだが、もう少し降雨強度を高めて評価すべき。(今泉委員、横田委員)			水の濁りが自然環境や生活環境に及ぼす影響は、50年に1度発生するかどうかの大雨による洪水時ではなく、発生頻度の高い降雨で予測すべきであることから、町長意見にある50年確率降雨での予測までは求めない。
汚水濁質 6		大雨時の状況を把握するために、現場に行かなくても水の濁りを観測できる方法を検討すべき。(今泉委員、横田委員)			
汚水濁質 7		濁水のモニタリングは、単に水質汚濁としてではなく、地形の安定や生態系への影響も小さくないため、河川中の濁水モニタリングは簡便であり、降雨中の流量ピーク時のデータは重要であると考え。(横田委員)			
汚水濁質 8		SS分として、調整池に一時貯留されるとのことだが、調整池に貯留しにくい粒子の細かいSS分の流出について評価する必要はないか。(横田委員)			
汚水濁質 9				工事の土の移動に伴う濁水の発生は、乾季や雨季のすべての季節において調査、予測すべきである。【NO.5】	

(仮称) 函南太陽光発電事業 答申案調製表

：本事業において特別に配慮した項目

区分	函南町長意見	アセス委員	庁内連絡会議	住民等	答申案	
汚水濁質	10	エ 「調整池」の設置におけるコンクリートの使用時に、アルカリ排水の発生が懸念される。下流側の河川の水質、水利用及び水生生物等への影響と周辺農地及び河川下流域の農作物等への育成被害も想定されることから、環境保全計画を検討すること。	工事中排水の処理方法が未定とのことです。が、洗浄水収集方法等も含めて適切に対応すること。(横田委員)		コンクリートや薬剤等の使用に伴う排水への影響は下流の魚類や農業(稲作)に大きな影響を及ぼすおそれがある。【NO.94】	工事で発生する雑排水やコンクリートの使用時のアルカリ排水により、排水先の河川においてpHが変化するおそれがあることから、排水が及ぼすPHの変化について、調査、予測及び評価を行うこと。また、工事等に伴い発生する排水のpHは、排水先の河川と同程度となるように対策を講ずること。
汚水濁質	11		工事中排水について、中和処理後放出とあるが、排出水のpHはどの程度を想定するか。環境基準を満たしていればよいのではなく、現場のpHをもって評価する必要があると考える。(横田委員)		工事現場の事務所で日常使用する手洗い水などについても環境に配慮し、独自の浄化槽処理が必要である。【NO.95】	
汚水濁質	12		降雨時、SS、養分、重金属等が高濃度に流出することはよく知られている。調整池に一時的に水を貯留し、その水を下流に排出することで、流量増加の影響は減少できるとのことだが、養分を含んだ水が一定期間貯留することに伴う水質の変化、さらにその水質(特に有機物やpH)が下流にどのような影響を及ぼすかを評価する必要があるのではないかと。(横田委員)			調整池が設置されることにより、事業実施区域からの雨水が一定期間調整池内に貯留することで、pHが変化するおそれがあることから、雨水の貯留によるpHの変化について調査、予測及び評価を実施すること。
汚水濁質	13	ソーラーパネルに有害物質が含まれている場合は、有害物質の含有量、破損等による流出量及びその防止対策を示すこと。		平水時の重金属類の測定の追加を検討すること。(環衛研所)	太陽光パネルには、鉛、セレン、カドミウムなどの有害物質が含まれているものがあることから、溶出試験を行い、水道水に影響のないことを証明すること。【NO.92,93】	太陽光パネルが台風等の強風や劣化により破損し、有害物質が流出するおそれがあることから、準備書では、使用する太陽光パネルの品質を明らかにするとともに、必要に応じて維持管理方法や流出防止対策を示すこと。
汚水濁質	14		水質調査項目について、濁りに重きを置いているが、除草剤などを使う事からも農薬などの流入が無いことを立証すべき。(秋山委員)	柿沢川の流水は、水田等への用水として利用されていることから、当該事業による水質への影響が生じないよう水質調査を実施すること。(河企課)	除草剤が、酪農、稲作、生態系に及ぼす影響を評価すべき。【NO.39、89、96、97】	稼働後の維持管理において除草剤を使用する場合には、下流河川の水質を悪化させ、人や家畜、河川生態系に影響を及ぼすおそれがあることから、調査、予測及び評価を実施すること。
汚水濁質	15		施設稼働後も雨水等による排水の濁りが懸念されるため、施設の稼働後の水の濁りも評価項目に加えること。(齊藤委員)			事業者は、審査会での審議のための公開用の追加資料において、完了後の水の濁りを評価等の項目として追加することを表明している。
汚水濁質	16	ウ 調査及び予測地点は、予定される各沈砂池及び調整池からの排水先直下の公共用水域地点とし、その影響が及ぶ下流側(アに示す考え方)に設定すること。			工事時の水質の濁りは、下流まで調査すべき。【NO.81】	水質汚濁の調査地点は、事業の実施に伴い発生する濁水が他の河川からの流水と十分に混合し、濁りが低下したことを把握できる下流部とし、その影響と比較するため、上流部にも調査地点を設けること。
汚水濁質	17		水質の調査地点は、水質1、2の地点に加え、もっと上流でも行うべき。赤沢川と丹那川の人家の影響がない地点で本施設に近い場所を加えるべき。(秋山委員)			
汚水濁質	18		函南町内の河川水質調査地点は、来校川、冷川、柿沢川水系にも設置されている。事業予定地から出る流出水は柿沢川水系と考えられるので、赤沢川、柿沢川の水質についても記述すべきと考える。再度、水系網と流域、事業予定地からの流出水が到達する河川の水質調査地点と水質の状況について確認のうえ、方法書に反映願いたい。(吉崎会長、秋山委員)		文献調査の社会的調査として、水質の調査データに赤沢川上流を使用しているが、水質調査地点としては、事業地に近い赤沢川、柿沢川のデータが必要である。【NO.33,90,91】	委員や住民からの御意見は、文献調査として掲載されている河川の水質調査地点の見直しに関する意見であることから、答申としては述べない。

(仮称) 函南太陽光発電事業 答申案調製表

：本事業において特別に配慮した項目

区分	函南町長意見	アセス委員	庁内連絡会議	住民等	答申案
汚水濁質 19				水の濁りが、 <b>地下水に及ぼす影響</b> を評価すべき。【NO. 197】	水の濁りは、土中に浸透する際にろ過される。
汚水濁質 20				<b>軽井沢地区周辺の地下水の水質結果</b> を記載すべき。【NO. 34】	記載事項の追加に関する内容である。
汚水濁質 21		静岡県東部五市四町地下水汚染防止対策協議会において、函南町内では河川水と地下水についての <b>水質調査</b> が行われており、方法書にはその <b>結果が反映</b> されていないように思われる。再確認の上、方法書に反映していただきたい。(吉崎会長)			文献調査の反映については、全般的事項で触れる。
汚水濁質 22	【植物に関する意見から移動】 ケ 本事業の実施区域から発生する <b>土砂や濁水の流入</b> により溪流、河川及び <b>水田雑草群落等への影響</b> が想定されることから、本事業の実施区域、その流末にある河川及び水田雑草群落等の湿性環境において現地調査を実施するとともに、水環境と同様に柿沢川水系における予測評価を実施すること。				水質汚濁の原因となる物質について調査、予測及び評価を実施した結果、その影響が下流まで及ぶ場合には、水生生物や水田雑草群落の生息、生育環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を実施すること。
汚水濁質 23	【動物に関する意見から移動】 キ 土砂流出及び濁水流入により、溪流や河川及び水田雑草群落等に生息する <b>水生生物に及ぼす影響</b> が想定されることから、本事業の実施区域、その流末にある河川及び水田雑草群落等の湿性環境において <b>水生生物調査及びホタル調査</b> を実施するとともに、水環境と同様に柿沢川水系における予測評価を実施すること。			田代地域や丹那の川には、 <b>蜚が</b> 生息しており、 <b>川に住む生物の生態が変わるのは許せない</b> 。【NO. 130】	
汚水濁質 24	【生態系に関する意見から移動】 イ 濁水の発生や雨水の流出状況が変化することにおいても、 <b>河川・水域の生態系</b> に対する調査及び予測評価を実施すること。				

(仮称) 函南太陽光発電事業 答申案調製表

：本事業において特別に配慮した項目

区分	函南町長意見	アセス委員	庁内連絡会議	住民等	答申案
地形地質 重要な	1 ア 事業地に隣接する丹那断層群の主断層は、田代盆地から軽井沢を通り丹那盆地とその南方に向けて通過している。丹那断層は、活断層研究の歴史に名を刻んだ国際的に有名な活断層で、ユネスコ世界ジオパークの第一級の資産であるとともに、その痕跡が国の天然記念物指定を受けていることから、それに <u>関連した地形・造形は保存すべき</u> ものである。			当該地域における断層群は、 <u>丹那断層と連携している断層群</u> である。【NO.38】	伊豆半島ジオパークのジオサイトとなっている丹那盆地の地形を形成した丹那断層は、世界に先駆けて調査された著名な断層であることから、事業実施内における丹那断層の地形の改変量について、調査、予測及び評価を実施すること。
地形地質 重要な	2 そのため、ユネスコ世界ジオパークに認定された伊豆半島ジオパークのジオサイト等（田代盆地、軽井沢、丹那盆地、十国峠、玄岳、池ノ山峠）を重要な地形及び地質に追加し、ユネスコ世界ジオパークに認定された際の景観の保全に努め、本事業が再認定に影響がないことの確認を事業者が実施すること。今後定期的に予定されているジオパーク認定等の更新への影響を含め、事前に関係者と十分に協議し、その内容を準備書に記載すること。				
地形地質 重要な	3 イ ジオサイト等重要な地形及び地質への環境影響、又は変化が予測された場合は、ユネスコ世界ジオパーク認定の位置付け及び景観の影響を踏まえた環境保全措置を準備書に記載すること。				

(仮称) 函南太陽光発電事業 答申案調製表

：本事業において特別に配慮した項目

区分	函南町長意見	アセス委員	庁内連絡会議	住民等	答申案
土地の安定	1 ア 対象事業実施区域における断層の有無や位置、状況等を調査するとともに、表層地質図に記載してある断層（活断層）の状況等、根拠資料（出典）をすべて示すこと。	対象地は急傾斜のうえに火山性未固結堆積物がのっている。また、対象地内には活断層も表示されている。現在の計画では、この斜面の多くの樹林が伐採され、一時的はあっても裸地化し、その上に太陽光パネルが設置される予定となっており、そのような状況では <b>土地の安定性の観点からの検討が欠かせない</b> と思われる。以上から、対象地における傾斜区分図を作成して、方法書に反映願いたい。（吉崎会長）			事業実施区域は、急傾斜かつ脆弱な地質であり、また活断層が存在しているという地域特性を踏まえ、事業の実施が傾斜地・盛土の安定性に及ぼす影響や構造物を設置する地盤の強度を土地の安定性として予測、評価を実施すること。
土地の安定	2	事業実施区域周辺の地盤は脆く、北伊豆地震等により多くの斜面崩壊が発生している。 <b>過去の災害の発生状況を踏まえたうえで環境影響評価</b> をすべきではないか。（今泉委員）		対象事業実施区域は丹那断層を含む断層群の上に計画されており、土壌からも大雨などの山腹崩壊などの <b>自然災害に弱い地域</b> である。【NO. 23, 98】	
土地の安定	3	土地の安定性を評価するためには、地域性を把握することが重要なので、既に文献、現地調査によって得られた情報とこれから調査していく情報を検討し、わかりやすく再提示すること。（吉崎会長、森下副会長）		計画地は、 <b>活断層や破碎帯及び火山噴出物の堆積した脆弱な土質</b> であるということを考慮すべきである。【NO. 60, 216】	
土地の安定	4	イ 丹那断層から南東方向に派生する4本ほどの活断層（軽井沢断層、滝沢断層、滝地山断層及び滝地峠断層）の <b>地震リスク</b> を事前に知る必要があることから、環境影響評価においてこれら副断層に対するボーリング調査やトレンチ調査、電磁波を用いる電磁探査調査（VLF-EM法）、詳細な現地踏査等を行い、過去の活動履歴とそれに基づく将来の活動性評価を実施すること。			環境基本法では、「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものとしている。  すなわち、人為的な原因に基づくものに限られ、地震、台風、落雷、洪水などの自然現象を原因とする人の生命・健康や生活環境の被害を含まないとされている。  このことから、地震に伴うリスクや災害、防災、施設の耐震性能等については、アセスの対象外である。
土地の安定	5	エ 丹那断層の近傍は、その断層活動によって岩石が細かく裁断・破碎されており、全体として <b>脆く斜面崩壊を引き起こしやすい状況</b> にあることは、本事業の実施区域付近の土採取現場を見れば明確である。このことから、 <b>地震時の災害を想定し</b> 、丹那断層群の断層が分布するとされている丹那沢流域における <b>谷埋め盛土等は回避</b> するとともに、 <b>防災上の観点から</b> 、切土・盛土による土砂の移動量等面的な <b>土地改変を最小限</b> に留めた具体的な計画を示すこと。			
土地の安定	6	オ 「土木構造物の耐震設計ガイドライン（案）2001土木学会 地震工学委員会」等に基づき供用時において想定されるレベル1地震動及びレベル2地震動発生時の状況や <b>施設の耐震性能等</b> を整理し、図表等を用いてわかりやすく取りまとめ準備書に記載すること。			
土地の安定	7	ウ 活断層直上に構造物（調整池）を設置することに際し、地盤の沈下、又は変形に対して <b>構造耐力上の安全性や破損</b> について考慮するのかわかりやすく示すこと。なお、構造物は、各種基準近くの設計ではなく、「余裕度を持った耐震設計」に努めること。	事業実施区域は近い将来、 <b>大地震による影響を受けると想定</b> される地域にある。ボーリング柱状図によると、深度27.5mの風化火山礫凝灰岩層よりも上部層は固結性が低いために <b>土砂崩れが起きる懸念</b> がある。大地震が起きた際に <b>土砂崩れを起こさないようにする方策</b> があるか、 <b>調整池などの構造物を破損しない方策</b> があるかを、示す事。（森下副会長）	活断層の上に <b>調整池</b> やコンクリート構造物等の重要構造物や法面の造成を計画しているが、 <b>安全対策</b> はどうなっているのか。【NO. 3】	事業の実施に伴う切土、盛土の崩壊や、環境保全措置として設置される調整池の基礎となる地盤が沈下し施設が破損するおそれがあることから、土地の安定性の評価に当たっては、詳細な地質調査を実施するとともに、森林伐採に伴う保水力の変化や降雨の影響も併せて検討し、その結果を踏まえて、土地の安定性として予測、評価を実施すること。

(仮称) 函南太陽光発電事業 答申案調製表

：本事業において特別に配慮した項目

区分	函南町長意見	アセス委員	庁内連絡会議	住民等	答申案
土地の安定	8			活断層上に調整池を設置が、安全であることの根拠を示すための、地質調査・地下水調査は必須である。【NO.195】	(前頁からのつづき：同様の記載を転記) 事業の実施に伴う切土、盛土の崩壊や、環境保全措置として設置される調整池の基礎となる地盤が沈下し施設が破損するおそれがあることから、土地の安定性の評価に当たっては、詳細な地質調査を実施するとともに、森林伐採に伴う保水力の変化や降雨の影響も併せて検討し、その結果を踏まえて、土地の安定性として予測、評価を実施すること。
土地の安定	9	カ 降雨時における切土・盛土、自然斜面における斜面崩壊や地すべりの危険度を把握するとともに、調査結果を踏まえて工事中の樹木の伐採や土地の造成、ソーラーパネル設置時における土地の安定性の予測・評価を実施し、地すべり・土砂災害による影響を回避すること。	土地の安定性の観点から、事業実施区域の地質を把握することは重要である。既存の表層地質図は小縮尺であるため、事業実施区域が一色で塗られており、 <u>詳細な地質調査が必要</u> 。現地の地質は火山岩主体であり、 <u>地滑りへの対策が必要と考えらる</u> ことから、具体的な対策を示すこと。(森下副会長)		
土地の安定	10		事業実施区域の大半の樹木を伐採する計画だが、 <u>土地の保水力低下が懸念</u> されることから、保水力の低下による <u>土砂崩れや水害を発生させる可能性</u> について調査等を行うこと。また、 <u>調整池の容量との関連</u> を示すこと。(森下副会長)	湯水期、出水期の湧水および地下水の調査を行い、崩壊の危険性について評価を行い事業が安全である根拠を地元民に示すこと。【NO.100, 193, 194】	
土地の安定	11		大規模に森林伐採するため、降水量は変化しないとすると、地下浸透、表面流出、蒸発散等の水の循環が変化することが予想される。さらに調整池からの排水も行われることから、ますますこの流域、地域での水の循環が変化するため、「影響は小さいと予測される」とするのではなく、他の地域の影響が定量的にどれくらいなのかを評価する必要があると考える。 したがって、 <u>水質汚濁、地形変化、地下水変化等個別の項目で議論するのではなく、涵養能力の低下に伴う表面流出の増加などについて、この地域の水循環がどのように変化するかを予測し、評価する必要があると考える。</u> (横田委員)		NO.11の意見の水源の涵養能力等については、保水力の変化として記載している。アセスで評価等を行う内容は、事業の実施が直接及ぼす影響に限られることから、地域の水循環の評価等までは求められない。
土地の安定	12	キ 土地の安定性における予測・評価結果においては、円弧滑り計算結果等定量的な結果だけでなく、 <u>図表等を用いてわかりやすく取りまとめ準備書に記載</u> すること。調査箇所数が調整池ごとに異なるため、それらの根拠を示すこと。	盛土斜面については円弧すべり面を想定した安定解析が行われるということだが、 <u>盛土でない箇所</u> (例えば地形変化がないものの森林伐採やパネルの設置が行われる箇所)の <u>地盤の安定性に関する検討をすべき</u> ではないか。脆弱な地盤条件であり、かつ急傾斜地を含むため、 <u>土地の改変を行わなくても森林伐採や構造物の設置により斜面が不安定化する可能性</u> が考えられる。(今泉委員)		土地の安定性の評価に用いる円弧すべり面を想定した安定解析等は、事業実施区域内の切土や盛土を行う箇所を実施すること。 また、事業実施区域は急傾斜である上、地質は脆弱なことから、土地を改変せずに森林を伐採する箇所や太陽光パネルを設置する箇所でも崩壊を発生させるおそれがあることから、これらの箇所においても安定解析等を実施すること。 加えて、使用した地質に関する情報や解析の結果はわかりやすく準備書に記載すること。
土地の安定	13	ケ 土地の安定性の調査及び予測評価に関する解析結果とともに、その内容の透明性を確保するため、 <u>基礎的データを準備書に記載</u> すること。	土地の安定性に関して、7本のボーリング調査を行うこととしています。 <u>ボーリング調査の仕様</u> を示してください。(森下委員)		
土地の安定	14	ク <u>災害時の対応方針</u> 等について準備書に記載するとともに、周辺住民へ説明し周知すること。			環境の保全の見地からの意見ではない。
土地の安定	14		対象事業実施区域には <u>山地災害危険地区</u> や <u>土砂災害危険箇所が含まれる</u> ため、安全性を確保するための対策の検討および予測・評価を行う必要があります。(松浦委員、斉藤委員)	事業実施区域が、砂防指定地や急傾斜地崩壊危険区域等に入っていないから <u>危険がない</u> ということにはならない。【NO.44, 99, 102】	土砂災害への懸念については、「はじめに」の中で触れる。

(仮称) 函南太陽光発電事業 答申案調製表

：本事業において特別に配慮した項目

区分	函南町長意見	アセス委員	庁内連絡会議	住民等	答申案
河川・地下水の変化	1 ア 丹那断層の近傍は、その断層活動に伴う破砕により、周辺には地下水脈ができており、可能性が高く、本事業の大規模な伐採及びソーラーパネル設置により、 <b>雨水の浸透量、保水能力や蒸発散量</b> が変化し、周辺の地下水及び河川への影響及び周辺地下水の枯渇が懸念される。 湧水は、稲作等を営む <b>農業者に経済的な被害</b> が及ぶことが想定されるため、本事業の <b>実施区域及び周辺地域の水</b> 源（地下水・湧水、河川及びため池に係るものすべて）の詳細位置と利用状況を確認し、 <b>地下水・河川の涵養源</b> （水の由来）や <b>湧水の湧出機構とその流動</b> を把握するための複数年の調査、水質分析（主成分分析及び酸素・水素同位体分析）、現地常時観測等を行ったうえで、それら水源を含む河川及び地下水に対する本事業の影響について科学的な調査結果に基づく予測評価を実施すること。	森林の伐採による <b>保水力の低下に伴う地下水への影響</b> などは、評価しないのか。（横田委員）	洪水調整の設置とは関係なく、河川流量の変化を <b>評価項目として加えるべき</b> 。（森保課）	開発による <b>河川流量の変化、地下水変化</b> は、現在の丹那盆地の <b>水利の大きな影響</b> がある。【NO. 192, 198】	森林伐採や土地の改変を伴う造成工事による雨水の浸透量や土壌の保水力の変化は、事業実施区域を水源とし、地域で利用されている河川や地下水の水量に影響を及ぼすおそれがあることから、河川や地下水の水量の変化について、調査、予測及び評価を実施すること。
河川・地下水の変化	2 函南町営水道事業の地下水源である、 <b>西方深井戸水源、びんの沢深井戸水源、奴田場深井戸水源、第1浄水場丹那トンネル第1水源（湧水）、第2浄水場丹那トンネル第2水源（湧水）、第3浄水場第1及び第2水源（深井戸）、肥田深井戸水源の水量</b> の変化が懸念されるため、これらの水源を調査及び予測項目として追加とすること。また、これら以外の水源についても水量変化が想定される箇所については漏れが無いよう調査し準備書に記載すること。			<b>樹木の種類に着目した水資源の影響</b> も評価してほしい。落葉樹が伐採されることによる保水力の低下、や落ち葉からの流出する養分は貴重であり、環境保全に不可欠の落葉樹の伐採には慎重な評価が望まれる。【NO. 198】	
河川の変水・地下水の変化	3			パネル設置予定地の下部隣接地には <b>自然湧水</b> があり、その水源は、現在も <b>家畜飼育の重要な水源</b> となっている。【NO. 97】	
河川の変水・地下水の変化	4			対象事業実施区域内の <b>地下水の状況が把握されていない</b> 。【NO. 32】	
河川の変水・地下水の変化	5			既に把握されている <b>4カ所の水源</b> 及び当該水源を利用した水道供給区域内の <b>井戸</b> についての <b>水位変化及び水質を四半期毎に調査</b> し、その変化を予測すること。【NO. 191】	
河川の変水・地下水の変化	6			開発による集水と <b>河川流量の変化</b> 、地下水変化は、現在の丹那盆地の <b>水利に大きな影響</b> がある。【NO. 192】	
河川・地下水の変化	7			柿沢川の水を利用している関係者らは、水量確保に難儀してきたことから、 <b>これ以上の川の水位低下は困る</b> 。【NO. 200】	
河川・地下水の変化	8	河川の水量については、水量が増加するという認識であることから選定しないようだが、 <b>水量が減少することの影響</b> については評価しないのか。（吉崎会長）			

(仮称) 函南太陽光発電事業 答申案調製表

：本事業において特別に配慮した項目

区分	函南町長意見	アセス委員	庁内連絡会議	住民等	答申案
河川・地下水の変化	9 イ 函南町営水道事業の水源として使用している丹那トンネル及び新丹那トンネルの湧水の水量の変化が予測される場合は、その対策を取ることで、 <u>トンネル管理者</u> 及び水道並びに農業用水として使用されている <u>トンネル湧水の水利権者である八ツ溝用水組合とも協議</u> し、予測結果及び協議結果を準備書に記載すること。				アセス手続は、協議やその結果を準備書に記載すること求めるものではない。
河川・地下水の変化	10 ウ 過去の災害状況、 <u>現況流下能力及び河川計画等を既存資料や聞き取り調査により把握</u> したうえで、河川の流量の変化について現地調査及び予測・評価を実施すること。住民説明会では柿沢川の流域全体のわずか2%（最下流地点での数値）にも満たないことが事業者から説明されたが、柿沢川上流地点（実施区域付近）では割合がもっと大きいため、環境影響評価で項目選定を行い、 <u>降水時に柿沢川の水位がどれだけ上昇するかを示す必要がある</u> 。なお、これら調査における項目及び手法等の選定においては、「静岡県環境影響評価条例技術指針」に基づくとともに、 <u>狩野川への影響も含めて対象範囲</u> とすること。			下流河川等の流下能力と実際の流量・流速の計測を行い、 <u>流下能力を把握</u> すること。 【NO. 215】	事業の実施に伴い、河川の流量が変化することから、河川の流下能力を把握した上で、事業の実施が及ぼす流量の変化について調査、予測及び評価を実施し、その内容や根拠、環境保全措置について、わかりやすく準備書に記載すること。  また、流量の変化の予測により、下流まで影響が及ぶことが明らかになった場合には、ため池である軽井沢池、牧場池及び柏谷池や柿沢川下流、狩野川まで調査、予測及び評価の範囲を拡大すること。
河川の変水・地下水	11			地質特性から、事業地域とその下流については、 <u>降雨量と河川の流量の関係を調査</u> しなければならない。【NO. 199】	
河川の変化	12 エ <u>軽井沢池、牧場池、柏谷池の3箇所のため池の洪水時及び濁水時への影響</u> について予測評価を実施し準備書に記載すること。				
河川の変化	13 オ 準備書には、 <u>地下水・河川の調査及び予測評価</u> に関する解析結果とともに、その内容の透明性を確保するため、 <u>基礎的データを記載</u> すること。	防災調整池の設置地点、容量、下流河川の流下能力等の <u>具体的な数値及び決定の根拠</u> を示すこと。（森下副会長、横田委員、斉藤委員）		丹那沢の降雨時の放流可能量の把握や、放流量について、 <u>現状と建設後の比較方法及び影響評価方法が不明</u> なので明らかにする必要がある。【NO. 88】	
河川の変化	14	<u>調整池の設置が、下流に及ぼす影響</u> を示すこと。（横田委員）			河川の流量の調査等には、調整池の設置に伴う河川の変化も含まれる。満水時の影響については、別に意見を述べる。
河川の変水・地下水	15 カ 河川水質調査地点と示されている来光川は、本事業の実施区域と離れていることから柿沢川水系での調査データを記載すること。				環境の保全の見地からの意見ではない。
河川・地下水の変化	16			柿沢川の現況や <u>過去の浸水被害状況</u> について記載すること。【NO. 31】	環境の保全の見地からの意見ではない。

(仮称) 函南太陽光発電事業 答申案調製表

：本事業において特別に配慮した項目

区分	函南町長意見	アセス委員	庁内連絡会議	住民等	答申案
河川・地下水の変化 17	植物 ケ 本事業の実施区域から発生する土砂や濁水の流入により溪流、河川及び水田雑草群落等への影響が想定されることから、本事業の実施区域、その流末にある河川及び水田雑草群落等の湿性環境において現地調査を実施するとともに、水環境と同様に柿沢川水系における予測評価を実施すること。				河川の水量について調査、予測及び評価を実施した結果、その影響が下流まで及ぶ場合には、水生生物を含む河川生態系に及ぼす影響について調査、予測及び評価を実施すること。
河川・地下水の変化 18	動物 キ 土砂流出及び濁水流入により、溪流や河川及び水田雑草群落等に生息する水生生物に及ぼす影響が想定されることから、本事業の実施区域、その流末にある河川及び水田雑草群落等の湿性環境において水生生物調査及びホタル調査を実施するとともに、水環境と同様に柿沢川水系における予測評価を実施すること。			田代地域や丹那の川には、蜚が生息しており、川に住む生物の生態が変わるのは許せない。【NO. 130】	
河川・地下水の変化 19	生態系 イ 濁水の発生や雨水の流出状況が変化することにおいても、河川・水域の生態系に対する調査及び予測評価を実施すること。				

(仮称) 函南太陽光発電事業 答申案調製表

：本事業において特別に配慮した項目

区分	函南町長意見	アセス委員	庁内連絡会議	住民等	答申案
土壌・土砂の流出、堆積	1	パネルの下を緑化することだが、被陰やシカ食害により植生が順調に回復しないという可能性も考えられる。また、それらの影響がないとしても、現地は傾斜地を含むので、植生回復までの期間に土砂の侵食がすすむ懸念がある。侵食に対する十分な影響評価が必要であると考えられる。(今泉委員)			森林伐採後や土地の改変を伴う造成工事中及び完了後には、事業実施区域の地表面において雨水による侵食が発生し、土砂が流出するおそれがあることから、土壌、土砂の流出、堆積について調査、予測及び評価を実施すること。
土壌・土砂の流出、堆積	2	伐根し、草本類による緑化を考えているようだが、草本類による緑化では土砂流出は止まらないのではないかと。(吉崎会長)			環境保全措置として実施する緑化を計画するに当たっては、土壌、土砂の流出量が低減されるような播種や植栽の方法を検討するとともに、ニホンジカによる食害対策についても検討すること。
土壌・土砂の流出、堆積	3	伐採地であっても造成法面でなければ自然に植生が回復するのを待つのか。(今泉委員)			
土壌・土砂の流出、堆積	4	水質に土砂流出防止に対する対策が記載されているが、造成法面以外の斜面ではどのような侵食対策を行うのか。(今泉委員)			
土壌・土砂の流出、堆積	5	通常下流への土砂供給は河川の働きの一つだが、調整池設置に伴う影響(土砂流出が抑制)は評価しなくてよいのか。(横田委員)			
土壌・土砂の流出、堆積	6	造成法面の保護として緑化が行われるとのことだが、近年はシカの食害により緑化が失敗するケースが多くみられることから、緑化実施時の維持管理に対する方策を検討すること。(今泉委員)			

(仮称) 函南太陽光発電事業 答申案調製表

：本事業において特別に配慮した項目

区分	函南町長意見	アセス委員	庁内連絡会議	住民等	答申案	
動物・植物・生態系	1	ア 第3章地域概況における <b>既存資料が不足</b> していることから、地域特性の項目で示した文献を中心として地域特性を詳細に把握し、そのうえでそれらの生態を踏まえた確認適期、調査手法を網羅する現地調査計画とすること。	文献、その他の資料調査で得られた <b>確認種を、省略せず記載すること。</b> (坂東委員)	動物について、重要な種の保全対策を記載すべき。(森保課)	動物、植物共に静岡県版レッドデータブックに掲載されている希少種が多く確認されているため、 <b>工事前に保全対策を明確にしておくこと。</b> 【NO.106】	希少動植物の調査に当たっては、調査範囲(湧水及び湿地の位置を含む)、調査期間(工事中も含む)、希少動植物の環境保全措置を具体的に示すこと。
動物・植物・生態系	2				建設工事作業者が <b>希少種を発見したときの対応方法</b> を決めておく必要がある。【NO.152】	
動物・植物・生態系	3		動物に関する調査地域を対象事業実施区域から300m程度と設定しているが、現在の生態系や水の流れ等の環境により、影響の及ぶ範囲は異なると思われる。それらを考慮して <b>調査地域の範囲を広げることも含めて検討</b> すること。(岡田委員)		生態系に係る <b>影響範囲の設定が不十分である。</b> 【NO.158,159】	
動物・植物・生態系	4				森林伐採や土地の改変に伴う事業実施区域全体の <b>面的な調査</b> を行う必要がある。【NO.144】	
動物・植物・生態系	5		調査時期や調査方法に関する <b>沢や湿地環境</b> のような水域に <b>類似する環境</b> が事業区域内に存在するか示すこと。(坂東委員)		事業予定地に <b>湧水箇所</b> があれば、 <b>そこを含んだ調査を行う必要</b> がある。【NO.132,133】	
動物・植物・生態系	6				静岡県環境保護条例に基づいて調査を行った報告資料をもとにした記載であるが、今後時間をかけて <b>何をどの期間調査するのかを示さねばならない。</b> (再調査の検討も含めること)【NO.107,155】	
動物・植物・生態系	7		動物・植物・生態系について、 <b>工事中の影響を評価</b> すべき。(吉崎会長)			

(仮称) 函南太陽光発電事業 答申案調製表

：本事業において特別に配慮した項目

区分	函南町長意見	アセス委員	庁内連絡会議	住民等	答申案
動物・生態系	8			この地には、準絶滅危惧種のキツネやサンコウチョウ、モリアオガエルの生息が住民によって確認されている。【NO. 112, 113】	事業実施区域及びその周囲での目撃情報や文献により、希少動物であるハコネサンショウウオ、モリアオガエル、カワネズミ、オオタカ、オオワシ、ハヤブサ、サシバ、ハチクマ、ハイタカ、サンコウチョウ、ミゾゴイ、ノビタキ、フクロウ、アオバスク、ウズラ及びコノハズクのほか、地域の固有植物であるアマギツツジの存在が確認されていることから、これらの生息、生育状況の調査を行うとともに、事業の実施が及ぼす影響について予測、評価を実施すること。
動物・生態系	9			文献や目撃情報から、オオタカ、オオワシ、ハヤブサ、サシバ、ハチクマ、ハイタカ、キジ、マガン、サンコウチョウ、ミゾゴイ、ノビタキ、フクロウ、アオバスクウズラ、コノハズクが確認されている。【NO. 114, 116, 117, 118, 119, 120】	
動物・生態系	10			野鳥への影響回避や低減策及び代償措置についての専門的な意見を踏まえること。【NO. 128】	
動物・生態系	11			日本野鳥の会から「IBA（重要野鳥生息地）や鳥獣保護区などの野鳥の保護対象地、希少種の生息地、大規模越冬地、渡りの中継・渡来地、主要な採餌地及びその近傍地には、設置すべきでない。」との見解が出ているので、これも盛り込んだ見解を示してほしい。【NO. 126】	
動物・生態系	12			建設予定地には、アマギツツジなどの固有の植物の貴重な自然が存在する。【NO. 150】	
動物・生態系	13			静岡県版レッドデータブックに追加されたクモ類、コケ類、菌類を追加項目にする必要がある。【NO. 131】	
動物・生態系	14			【植物に関する意見から移動】 キ 植物への影響として、排水処理やソーラーパネルの輻射熱による微気象変化の影響も懸念される。そのため、微気象変化による植物重要種への影響の予測評価を実施すること。	
動物・生態系	15			【生態系に関する意見から移動】 ウ 生態系への影響として、排水処理やソーラーパネルの輻射熱による微気象変化の影響も懸念される。そのため、微気象変化による生態系（上位性、典型性、特殊性の構成要素・構成種）への影響の予測評価を実施すること。	

(仮称) 函南太陽光発電事業 答申案調製表

：本事業において特別に配慮した項目

区分	函南町長意見	アセス委員	庁内連絡会議	住民等	答申案
動物 (鳥類)	1	施設の配置計画、現存植生及び調査位置図を重ね、鳥類の調査ポイントの選定根拠を示すこと。(坂東委員)		鳥類の調査方法について、調査地点の景観状況を明らかにし、広範囲を見渡せるような調査地点を選定すること。【NO.124】	鳥類の調査について、調査地点は、広範囲を見渡せるような場所を選定するとともに、調査時間には、活動が活発となる時間を含めること。
動物 (鳥類)	2	パネルの大部分が設置される箇所に鳥類の調査ポイントを設置しない理由は何か。 各調査ポイントから距離が離れており、パネル設置部分は確認しにくいと思われるが、カバーできているのか。(坂東委員)			
動物 (鳥類)	3	鳥類の調査は、活動が活発な時間である早朝に実施しているのか。(坂東委員)			
動物 (鳥類)	4	一般鳥類の調査時期が3季となっているが、何月に何日間調査するのか計画を示すこと。(坂東委員)		鳥類の定点調査には、調査する時間帯を記載すること。【NO.123】	
動物 (鳥類)	5	資料調査の重要な種の中には、ミゾゴイ、ヤマシギ、フクロウ類など夜間、早朝に行動する種が生息することから、夜間調査やセンサーカメラ、レコーダーを使った調査を実施すること。(坂東委員)			
					文献調査の結果から、事業実施区域には、ミゾゴイ、ヤマシギ及びフクロウ類など夜間、早朝に行動する種が生息している可能性があることから、夜間調査やセンサーカメラ、レコーダー等を使った調査を検討すること。

(仮称) 函南太陽光発電事業 答申案調製表

：本事業において特別に配慮した項目

区分	函南町長意見	アセス委員	庁内連絡会議	住民等	答申案
動物(鳥類)	6	イ 希少猛禽類については、 <u>既存資料にあるオオタカを想定</u> し、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(環境省自然環境局野生生物課,平成24年)に基づき、調査開始年に営巣地を確認し、確認できた後に営巣地の位置を考慮した地点配置で繁殖期(1月～8月)2期間と非繁殖期を含む <u>連続2年間の現地調査</u> を実施すること。調査手法、調査結果、予測評価及び必要な環境保全措置については、静岡県内の猛禽類専門家複数人から助言を得て適切に対応すること。	土地または工作物の存在及び供用における環境保全措置の検討の項目において、猛禽類の営巣地が確認された場合には、その繁殖状況を踏まえ、 <u>抱卵期～育雛期において、営巣地付近の保守点検は避けること</u> が重要である。(坂東委員)		事業実施区域内に、オオタカやクマタカの営巣木が確認された場合には、2営巣期以上の調査を実施するとともに、巣とその周囲の森林を残置森林とすることを検討すること。また、抱卵期から育雛期にかけての営巣地付近での保守点検は避けること。
動物(鳥類)	7		希少猛禽類の調査が3月～9月となっていますが、 <u>クマタカが確認された場合</u> 、重要な12月～2月の繁殖行動が確認できず、計画の調査時期だけでは正確な調査結果を得られないことから、 <u>状況に応じて追加調査</u> ができるよう検討すること。(坂東委員)	オオタカ等の猛禽類の調査は、少なくとも3年以上(2営巣期以上)の調査期間を確保すべき。【NO.114,119,120,121,125】	
動物(鳥類)	8		希少猛禽類の確認状況を踏まえて各月の調査毎に調査定点を検討するとある。専門家意見にあるように <u>オオタカの繁殖が確認された場合</u> 、オオタカの非営巣期の高利用域は「猛禽類保護の進め方改訂版」に1kmから1.5kmとあり、 <u>調査期間と範囲を再検討すること</u> 。(坂東委員)		
動物(鳥類)	9		<u>希少猛禽類</u> については、つねに最新情報を得るようにし、 <u>施設稼働後も調査を実施</u> する必要がある。(小泉委員)		
動物(鳥類)	10		「猛禽類の営巣地が確認され、なおかつ、 <u>改変される場合には、代替巣の創出等も検討する。</u> 」とあるが、まず、 <u>巣とその周辺を残置森林として残すことを優先</u> して検討するべき。(坂東委員)		
動物(鳥類)	11		<u>サシバやハチクマの渡りのルート</u> になっていないとの前提で方法書が作成されていると思われるが、どの文献等を基にそのように考えたのか <u>根拠を示すこと</u> 。(坂東委員)		記載内容の修正に関する内容である。
動物(鳥類)	12			<u>渡り鳥の影響についての調査も通年</u> を通して行う必要がある。【NO.123】	渡り鳥の飛来状況を調査するとともに、太陽光パネルへの衝突事故について事例収集を行い、パネルの設置が渡り鳥に及ぼす影響について予測、評価を実施すること。
動物(鳥類)	13			<u>渡り鳥などの飛来が確認</u> されており、太陽光パネルの <u>反射が水面などに誤認識</u> されることによる衝突が懸念される。【NO.143】	

(仮称) 函南太陽光発電事業 答申案調製表

：本事業において特別に配慮した項目

区分	函南町長意見	アセス委員	庁内連絡会議	住民等	答申案
動物	1	ウ 陸淡水産貝類及びクモ類の現地調査を実施すること。		静岡県版レッドデータブックに追加されたクモ類、コケ類、菌類を追加項目にする必要がある。【NO. 131】	動物、植物、生態系の全般に記載した。
動物	2	造成等の施工時だけでなく、稼働後の施設管理においても動物等への影響に配慮すること。(小泉委員)		施設稼働後も、動植物相や多様性の変化が生じるので評価を行うこと。【NO. 147, 162】	造成等の施工時だけでなく、稼働後の施設管理においても動物への影響に配慮すること。
動物	3	ケ 排水処理やソーラーパネルの輻射熱やパワーコンディショナーの電磁波による微気象変化が動物に及ぼす影響も懸念される。そのため、微気象変化による動物の重要種への影響の予測評価を実施すること。		微弱電磁波発生による鳥類への影響について評価する必要がある。【NO. 127】	パワーコンディショナーの電磁波が動物に影響を及ぼすことが懸念されることから、事例や知見を収集し、それらを踏まえて予測及び評価を実施すること。
動物	4			温度上昇による動物への影響の計り方と保全策を明らかにする必要がある。【NO. 139】	
動物	5	魚類の調査時期ですが、春夏秋の3期となっていますが、冬は絶対にやるべきです。魚類の活動が鈍いためにこの時期に採集できる種もある。底生生物(水生昆虫)も同様である。(秋山委員、岡田委員、加須屋委員)		冬季における調査が必要である。【NO. 145, 146】	冬季には、魚類は活性が低下し、水生昆虫は幼虫として水中に生息していることから、採集による調査の効果が高いため、冬季の調査を検討すること。
動物	6	水生昆虫の幼生は、秋季の同定が難しいのであれば、冬季と春季の調査を実施すればよいのではないかと。(加須屋委員)			
動物	7	爬虫類・両生類の調査方法として、「生態の目撃、鳴き声、死体、抜け殻等により、両生類、爬虫類を確認する。」とあるが、要約書p. 39の専門家意見にもあるように、どのような種が分布しているかの把握が重要である。捕獲した上での種の同定、および環境DNA調査などが必要だと思われる。(岡田委員)			両生類や爬虫類の分布状況を把握するため、捕獲や環境DNA調査による同定を検討すること。
動物	8	中型以上の哺乳類の確認にセンサーカメラの利用を検討すること。(小泉委員)			適切な調査、予測及び評価を実施するために、この調査方法が不可欠とまでは言えないと考える。

(仮称) 函南太陽光発電事業 答申案調製表

：本事業において特別に配慮した項目

区分	函南町長意見	アセス委員	庁内連絡会議	住民等	答申案
動物	9 エ <u>夜行性の重要種</u> については、生息確認のため各種の調査適期の夜間に哺乳類はバットディテクターを使用するなど、各種の <u>生態に応じた調査手法</u> を用いて適切な現地調査を実施すること。				適切な調査、予測及び評価を実施するために、この調査方法が不可欠とまでは言えないと考える。
動物	10 オ 昆虫類については、 <u>ライトトラップの現地調査を追加</u> で実施すること。				適切な調査、予測及び評価を実施するために、この調査方法が不可欠とまでは言えないと考える。
動物	11	昆虫類の調査時期が春と秋だけになっています。 <u>一番多い夏も行うべき</u> である。少なくとも4月から9月までは毎月行っても良い。(秋山委員)			昆虫類の調査は、昆虫の種類、数が最も多い夏季にも実施すること。
動物	12	ソーラーパネルなどは海外からの移送があると思うが、主なものについてどこの地域からどのような形で持ち込まれるのか確認したい。 <u>海上コンテナの床板の割れ目や隙間から、外来昆虫</u> (特にヒアリなど) が入り込む可能性がある。(加須屋委員)			海外から資材を輸入する全ての事業に対する注意喚起としての御意見として承る。
動物	13	外来生物の侵入防止対策である、 <u>予防的防除は、危険を伴う</u> ため慎重に検討すること。(加須屋委員)			
動物	14	ク 「 <u>工事用資材等の搬出入</u> 」、「 <u>建設機械の稼働</u> 」は希少猛禽類をはじめ、 <u>動物の生息に影響を与える可能性</u> があるため、予測評価を実施すること。			動物、植物、生態系の全般に記載した。
動物	15			<u>哺乳類、鳥類等</u> はより <u>広範囲な調査</u> を行うとともに、 <u>工事用車両走行ルート周辺</u> についても <u>調査地域とすべき</u> 。 【NO. 134, 135, 136, 138, 141】	アセスでは事業の実施が及ぼす直接の影響を評価するため、意見のように広範囲の調査を求めることはできない。

(仮称) 函南太陽光発電事業 答申案調製表

：本事業において特別に配慮した項目

区分	函南町長意見	アセス委員	庁内連絡会議	住民等	答申案
植物	1 ア 第3章地域概況における既存資料が不足していることから、地域特性の項目で示した資料を中心として地域特性を詳細に把握し、そのうえでそれらの生態を踏まえた確認適期、調査手法を網羅する現地調査計画とすること。			予定される地域の林野の中には、多くの動植物が暮らしている。これが暮らせなくなる可能性が起き、人間と生き物と共存している <b>バランスが崩れる</b> 。【NO. 111, 156, 157】	植物について、文献等により地域特性を詳細に把握した上で、地域特性を踏まえた確認適期、調査手法により調査を実施すること。
植物	2 カ 「静岡県レッドデータブック2020」で新たに選定、又は記録された重要な植物について、生育有無を確認するための現地調査を実施すること。また、現地調査の範囲が不明確であることから、調査範囲を他の項目と同様に図表等で示すこと。				既に平成28年（2016年）と30年（2018年）に植生及び重要な群落の調査が行われているが、調査期間も短く、全域を網羅しているとは考えにくいことから、「静岡県レッドデータブック2020」で重要な植物が新たに選定されたことも踏まえ、現地調査を行い、その上で予測及び評価を実施すること。
植物	3	植物の影響範囲を300mと想定しているが、調査範囲は、 <b>300mを十分には包含していないように思われる</b> 。また、平成28年と30年の2回にわたって植生及び重要な群落の調査が行われているが、その地点が図4.2-5に反映されていないので、それらを図示していただきたい。なお、植生調査は過去2日間しか行われておらず、全域を網羅しているとは考えにくいので、 <b>植生調査においてもしっかりと調査計画を立案</b> して、方法書に記載の上、計画に沿って現地調査していただき、結果を準備書に記載していただきたい。（吉崎会長）			
植物	4	造成緑地には、サツキやツツジを植栽しているが、 <b>将来に亘り維持</b> していくのか。 <b>緑化は、将来の状況を想定</b> した上で検討したほうが良い。（吉崎会長）			土地の変更を伴う造成工事後に行われる植栽や緑化は、植物や地域の特性を踏まえて将来的に形成される植生群落を想定し、維持管理方法を考慮した計画とすること。
植物	5 イ 富士箱根伊豆国立公園内においては、指定植物を重要な種として記録すること。				事業実施区域の一部が、国立公園だからといって、意見のような過度な負担は求められない。
植物	6 ウ 植物相調査として三季（春季、夏季、秋季）実施しているが、地域特性で重要な種にあげられている <b>ミスミソウ</b> については、開花期が2月中旬～3月であることから、 <b>既に実施した時期では不足</b> となる。 <b>植物相調査は1年を通じて実施</b> するほか、資料で確認された重要な種の調査適期には確実に調査を実施すること。				植物相調査として三季（春季、夏季、秋季）実施しているが、地域特性で重要な種にあげられているミスミソウについては、開花期が2月中旬～3月であることから、既に実施した時期では不足となる。植物相調査は1年を通じて実施するほか、資料で確認された重要な種の調査適期には確実に調査を実施すること。
植物	7 オ <b>巨樹・巨木林等</b> の現地調査を行い、基準に該当する個体は「重要な群落等」に含めて予測評価を実施すること。	調査中に <b>胸高直径が50cm～100cmを超えるような大径木が確認されていないかどうか、確認願いたい</b> 。函南町内では北部地域においてブナやアカガシの巨木が確認されているが、事業予定地の近傍にも自然度9の自然林が確認されている他、事業予定地内にも二次林が分布することから、大径木が生育している可能性もあるので、「大径木調査」を調査項目として追加すること。（吉崎会長）			函南町北部地域では、ブナやアカガシの巨木が確認されていることから、胸高直径が50cm～100cmを超えるような大径木について現地調査を行い、存在が明らかとなった場合には、保全措置を検討すること。

(仮称) 函南太陽光発電事業 答申案調製表

：本事業において特別に配慮した項目

区分	函南町長意見	アセス委員	庁内連絡会議	住民等	答申案
植物	ク 既に実施したと記載されている植物の移植について、その実施の効果検証を示すこと。なお、移植の効果は、移植後3年を基本に判断すること。(道路環境影響評価の技術手法, 2013より)			安易な移植は希少生物の急減や絶滅を招くおそれがあることから、 <u>生物の移植に関しても慎重に慎重を重ねるべきである。</u> 移植後にも成否を判断する必要がある。【NO. 108】	環境保全措置としての移植等の内容については、準備書で示されるため、その内容を確認した後に検討する。
植物			希少種が発見されたときは、生態を調査するために、 <u>複数年次にわたる観察と保全措置が必要。</u> 【NO. 151】		
植物	エ 菌類(キノコ)の現地調査を少なくとも二季(春季、秋季)実施すること。			菌類(キノコ)の現地調査は、少なくとも二季(春季、秋季)実施すること。	

(仮称) 函南太陽光発電事業 答申案調製表

：本事業において特別に配慮した項目

区分	函南町長意見	アセス委員	庁内連絡会議	住民等	答申案
生態系	1	生態系の調査も四季を通して行うべき。(秋山委員)			生態系の調査は1年を通じて実施すること。
生態系	2	ア 本事業を実施することにより区域内の様々な動物の住処が失われ、それを求めて当町及び隣接市の周辺農地等に移動することが考えられるため、生態系のつながりを関連付けた現地調査を行ったうえで、 <b>有害鳥獣の農業被害も含めた陸域生態系の周辺域への影響</b> について調査及び予測評価を行い、準備書に記載すること。		事業により生息域を追われた <b>有害獣</b> が里山で食害を加速させる懸念があることから、周辺農地等への <b>食害等の影響について調査</b> を行い、影響がないことを示すこと。【NO.142】	事業の実施に伴い、区域内の動物の生息環境が失われることから、有害鳥獣による農業への影響も含め、生態系の変化が及ぼす影響について調査、予測及び評価を実施すること。
生態系	3			事業実施区域に <b>棲息するイノシシの生息数を把握し、周辺地域への被害を予測すること。</b> 【NO.160】	
生態系	4	エ 気象の異常年検定を参考に、気温・降水量などの <b>異常年に実施した調査でないことを示すこと</b> 。異常年であれば再調査を行い、適切な年のデータに基づく環境影響評価を行うこと。			技術基準に異常年の排除の規定がないため、ここまでは求められない。
生態系	5	オ 本事業の実施区域において、手続き中、工事中及び供用時にわたり、 <b>新たに重要な動植物及び生態系が確認された場合</b> 又は現段階で <b>予測し得なかった環境への影響が生じた場合</b> には、関係機関と協議のうえ、 <b>環境影響評価をやり直す</b> とともに、その内容を公表し、適切に対応すること。			動物、植物、生態系の全般に記載した。
生態系	6	ウ 富士箱根伊豆国立公園や函南原生林に近接するため、造成緑地(植栽地、草地)では、 <b>緑化材料として外来種を避け地域性外来植物(地元産)を用いること</b> 。	利用する草本植物は、 <b>在来種を選定</b> すること。施設内の植生は、 <b>農薬等を使わず管理</b> すること。(坂東委員)		事業実施区域は、一部が国立公園内であるが、自然公園法では、緑化に使用する植物を規制していない。(在来種でなくても可)また、函南原生林内であれば、県自然環境保全条例において、在来種での緑化を規定しているが、距離的に離れており、原生林の近くを理由に在来種での緑化を強制するような意見は述べられない。
生態系	7		国立公園第2種特別地域にも隣接することから、緑化方法は工夫が必要と考える。(吉崎会長)		
生態系	8			<b>駿河湾の魚やハマチ養殖にどのような影響</b> がでるか心配だ。調査しなければならない。【NO.129】	「水質汚濁」や「河川の変化」にて必要に応じて下流域の調査を求める意見とした。
生態系	9			<b>森林伐採及び土地の改変に伴う生態系の変化</b> が、駿河湾に生息するサクラエビや魚介類に影響を及ぼす可能性があることから、 <b>柿沢川下流、狩野川、駿河湾まで調査等を行う必要</b> がある。悪影響を及ぼさないことを科学的数値で示す必要がある。【NO.164】	

(仮称) 函南太陽光発電事業 答申案調製表

：本事業において特別に配慮した項目

区分	函南町長意見	アセス委員	庁内連絡会議	住民等	答申案
景観	1 ア 本事業の実施区域は函南町外等のかなり遠方からも確認できる位置にあることから、本事業の長辺約1,000mを踏まえ、 <u>富士山を含む半径30,000m</u> (ダム事業における調査事例を参考：富士山までの距離を最長とする。) <u>を調査範囲とすること</u> 。また、視点場の数については、可能な限り多く設定すること。	調査範囲のエリアを函南町と熱海市の境界と作図されておりますが、 <u>景観への影響は行政圏域を超えることから、対象事業実施区域より3000mの範囲</u> とすること。(東委員)			眺望点として、火雷神社、丹那断層公園、池ノ山峠、月光天文台を追加するとともに、事業実施区域は、函南町外からも視認できることから、町外の主要な眺望点である三島スカイウォーク、葛城山を追加すること。また、「函南町景観計画」に基づく景観軸である熱函道路、一般県道135号、函南冷川、柿沢川、来光川からのシークエンス景観も評価対象に追加し、これらの場所からの景観に及ぼす影響は、客観的な基準をもって予測、評価を実施すること。
景観	2	景観の影響範囲の考え方において、垂直視野角が0.5度になる距離を基に検討しているが、 <u>大面積にパネルが設置</u> されることから、 <u>垂直視野角0.5度以上で見える場所</u> もあると思われるので検討すること。(森下副会長)	「10評価の手法」について、 <u>客観的</u> (量的又は質的) <u>評価基準</u> を明記すること。(景まち課)		
景観	3 ウ 玄岳山頂等のハイキングコース上の眺望地点、「函南町景観計画」に記載している <u>眺望地点の候補地、主要な道路、河川、公園、公共施設、観光客の立ち寄り場所、景観軸からのシークエンス景観の調査及び伊豆スカイラインの道路上を調査地点に追加</u> するとともに、それぞれの地点からの眺望状況の変化及び自然景観資源の改変について調査及び予測評価を実施すること。なお、それぞれの地点からの自然景観資源を望む景観への影響は、原則として回避すること。	「函南町景観計画」景観構造の分布状況等における景観軸である道路 ( <u>熱函道路</u> ) (一般県道135号)、河川 ( <u>函南冷川、柿沢川、来光川</u> ) からの当事業地域の可視領域をプロット、主要視点場からの視認性の確認すること。 <u>丹那小学校、幼稚園</u> からの視認性も確認すること。(東委員)	景観計画による <u>景観軸等からのシークエンス景観</u> についても調査の上、評価すること。(景まち課)	景観や反射光の影響について、 <u>熱函道路やダイヤランド</u> 各地から調査、予測・評価をするべき。【NO. 61】	
景観	4	対象事業実施区域より3000m範囲の可視領域をプロットし、 <u>熱海市眺望地点との重複、また新たな抽出がされたら視点場に加えること</u> 。(東委員)		調査範囲を <u>長泉町や熱海市</u> まで広げること。【NO. 168】	
景観	5	<u>月光天文台と三島スカイウォーク</u> から、視認される可能性を検討すること。多くの利用者がいるので景観の調査地点に加えることを検討すること。(斉藤委員)		眺望点として、事業実施区域が見えない場所が選定されていることから、 <u>調査地点を見直すこと</u> 。【NO. 172】	
景観	6			主要な眺望点として <u>湯水記念碑と丹那断層公園</u> もするべき。【NO. 171】	
景観	7			オラッチェや熱函道路からの景観阻害が <u>地元経済に及ぼす影響</u> についても調査すべきである。【NO. 174、175】	
景観	8			<u>パラグライダー(空)</u> からの眺望も考慮すべき。【NO. 170, 180】	
景観	9			眺望点を追加し、 <u>居住区や観光地などの多くの場所からの評価</u> すること。【NO. 170】	
景観	10	造成工事時には、景観への影響が大きいことから、「造成等の施工による一時的な影響」を選定し、評価すること。(東委員)			事業の実施が景観に及ぼす影響は、工事完了後だけでなく、造成を伴う工事中にも生じることから、予測の対象とする時期に「造成等の施工による一時的な影響」を追加すること。
景観	11	景観への影響は、完了時が最も大きいとのことだが、造成の段階に応じて、評価を行なうこと。(東委員)			

(仮称) 函南太陽光発電事業 答申案調製表

：本事業において特別に配慮した項目

区分	函南町長意見	アセス委員	庁内連絡会議	住民等	答申案	
景観	12	オ 景観の調査時期は、地域特性を適切に把握する必要から、 <b>四季(春季、夏季、秋季、冬季)実施</b> すること。			景観の現地調査を好天日の1日としているが、富士山を仰ぐ地域として地域住民に慕われていることから、 <b>最低でも四季の調査が必要</b> と考える。【NO.167】	景観の変化の予測は、フォトモンタージュ法にて行い、予測及び評価した内容を地域住民に対して、十分に説明し、理解を得るよう努めること。  事業実施区域の一部が、富士箱根伊豆国立公園内であることから、景観の変化の予測に当たっては、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン(2013年3月、環境省)」の内容を準用し、視程がよい晴天時に撮影した写真を用いること。なお、使用する写真は、可能な限り四季(春季、夏季、秋季、冬季)を通して撮影したものとする。
景観	13	ケ <b>フォトモンタージュ法による評価</b> を行い、地域住民へ十分な説明をし、理解を得るよう努めること。		フォトモンタージュ法による評価については、必ず <b>地域住民の意見を踏まえる</b> ようにすること。(景まち課)		
景観	14		「ふじのくに美しく品格のある邑づくり」に選定されているこの土地ならではの「 <b>盆地の景観</b> 」が破壊されてしまうことの影響が大きいことから、評価する必要がある。 <b>地域の営みの景観</b> として価値があるものである。主要な眺望点からのシミュレーションだけでなく、 <b>盆地景観を評価</b> してもらいたい。(東委員)		区域の <b>景観資源の中心をなす里山の評価</b> を総合的、俯瞰的視野から行うこと。【NO.198】	事業の実施は、「ふじのくに美しく品格のある邑づくり」に選定されている丹那盆地ならではの「盆地の景観」へ影響を及ぼすおそれがあり、景観を軸とした観光への影響も懸念されることから、「函南町景観計画」を踏まえ、地形の改変や樹木の伐採等による自然景観資源の改変及び鉄塔による稜線の改変を可能な限り低減するとともに、太陽光パネルの彩度、明度及び反射を抑え、道路や周辺部から視認できないように配慮すること。
景観	15		丹那盆地ならではの盆地景観としての自然景観が、人工景観に変わってしまうが、シミュレーション地点を示すだけでなく、盆地景観というものをどのように考えているのか。(東委員)			また、近隣の住宅地や別荘地からの景観に影響を及ぼすことが懸念されることから、具体的な事業計画の策定に当たっては、「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)や「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」(環境省)の内容を踏まえ、太陽光パネルの配置、高さ、色彩及び残置森林の配置などを検討し、環境保全措置として準備書に記載すること。
景観	16		景観資源としての盆地景観は、自然地形と一体となったの営みとなっていることに函南の「美しく品格のある邑」というものが存在しているため、そのことを踏まえて評価すること。(東委員)			
景観	17	エ 本事業の実施区域は、当町の「観光地エリア景観計画」における「十国峠と丹那盆地の自然資源」として対象エリアに指定している。本事業は、 <b>景観資源の損失を招く可能性</b> があり、景観を軸とした観光への影響も想定される。そのため、本事業についてはこれらの計画に準拠し、 <b>地形の改変や樹木の伐採等による自然景観資源の改変は最小限に留める</b> という具体的な計画を示すこと。	太陽光発電所の付帯施設には、パワーコンディショナーや鉄塔があるが、函南町の良好な景観形成のための行為の制限に関する事項では、太陽光発電施設が触れられている。盆地を形成する大事な要素である稜線に設置することを懸念している。次回に鉄塔や送電線の設置に関する見解を示すこと。(東委員)			
景観	18	カ 景観の予測・評価においては、定量的な予測・評価に加えて「 <b>函南町景観計画</b> 」「 <b>観光地エリア景観計画</b> 」との整合の有無についても事業者の見解を明らかにするとともに、「 <b>函南町景観計画</b> 」における <b>景観形成基準</b> (太陽光発電)に <b>配慮し、彩度、色度、反射を抑える具体的配慮方法</b> や道路及び周辺部分から視認できないようにする <b>具体的配慮方法</b> を準備書に記載すること。	自然景観が、広大な面積の太陽光パネルに変わることから、 <b>周辺景観との調和のため、色彩など検討</b> しているか。黒は景観を破壊する色であり、風車では環境融和色の検討も行われている。(東委員)			

(仮称) 函南太陽光発電事業 答申案調製表

：本事業において特別に配慮した項目

区分	函南町長意見	アセス委員	庁内連絡会議	住民等	答申案
景観	19 ク 資源エネルギー庁が作成した事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)の第2節設計・施工、1. 土地開発の設計において、景観保全のための適切な土地開発を行うように努めることとあり、景観に関しては、保養地・別荘地も配慮した設計を行う必要があるとされている。本事業の実施区域の近隣の別荘地に対する具体的配慮方法を準備書に記載するとともに、景観への影響について説明会を開催する等理解を得られるよう努めること。				(前頁からのつづき：意見は前頁のとおり)
景観	20 キ 緑豊かで牧歌的景観を有し、ジオサイト等を有する丹那、軽井沢地域の自然的景観は良好であり、多くの観光客等が訪れている。この景観が、本事業の実施により損なわれることによる景観価値を貨幣換算できる形で評価し、利害関係団体等の理解を得るよう努めること。				アセスは、貨幣換算して評価するような制度ではない。
景観	21 イ 「函南町景観計画」において、自然的景観(盆地)・営農景観として挙げられている丹那盆地を自然景観資源として抽出するとともに、景観の眺望地点として、ユネスコ世界ジオパークに認定された伊豆半島ジオパークのジオサイト等(火雷神社、軽井沢、酪農王国オラッチェ、丹那断層公園、池ノ山峠、西丹那駐車場、十国峠展望台、月光天文台)を調査地点に追加すること。また、今後定期的に予定されているユネスコ世界ジオパーク再認定の手続きにおいて、本事業が再認定に影響がないことの確認を事業者が実施すること。なお、眺望地点は影響の程度や事業の実施区域との距離ではなく、調査範囲内のすべてを抽出条件のもとで選定すること。	多賀火山の西斜面には北から田代、軽井沢、丹那、浮橋と盆地が列をなし、地表は多く水田となる丹那盆地は、 <b>構造性盆地の典型的景観</b> です。静岡県の「ふじのくに美しく品格のある邑づくり」に選定されている。(東委員)		「ユネスコ世界ジオパーク認定」、「函南町景観まちづくり条例」との整合について確認すること。【NO.173】	事業実施区域の南側に位置し、構造性盆地の典型的景観を有している丹那盆地は、伊豆半島ジオパークのジオサイトとなっていることから、事業の実施に伴う景観の変化を可能な限り低減するように配慮すること。
景観	22			正岡子規も通った <b>根府川通り</b> が建設計画地の真ん中を通っているため、この道を通るときパネルが見えないように森林伐採はしないこと。【NO.17】	文化財において、根府川通への配慮を求めていることから、景観における配慮までは求めない。
景観	23			事業の実施は、 <b>豊かな美しい自然環境</b> を大きく損ない、 <b>森林環境</b> を破壊する。【NO.207】	懸念は、「はじめに」の中で触れる。
景観	24			<b>景観の変化による地価、流入人口の変動</b> を予測、評価すること。【NO.169】	アセスは、地価や人口変動を評価するような制度ではない。

(仮称) 函南太陽光発電事業 答申案調製表

：本事業において特別に配慮した項目

区分	函南町長意見	アセス委員	庁内連絡会議	住民等	答申案
文化財	1 ア 方法書では既存資料が不足しており有形民俗文化財として双体道祖神、駒形像（駒形堂）等の記載がもれているため、 <b>工事の実施による文化財への影響</b> が想定される。そのため、文化財を調査予測評価の項目に選定し、資料調査及び現地調査を実施して <b>有形文化財、民俗文化財、史跡・天然記念物及び未指定の文化財（文化遺産）</b> の現状を正確に把握し、予測評価を実施すること。以下の文化財に関する調査及び予測手法等を含めて再検討し、本方法書の手続期間中に方法書を修正し、公表すること。				県技術指針で規定する文化財（有形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群及び埋蔵文化財）が、田代地区や龍泉寺に存在するが、アセスの対象となるのは、「事業の実施により損傷等の影響を受ける」ものとなる。事業実施区域内に意見で示された文化財は存在しないため、意見では求めない。
文化財	2 イ 本事業の実施区域には、国・県・町の文化財指定を受けていないが、 <b>古道である「根府川通」が存在する</b> 。根府川通の中腹にはこれに関係した古井戸があるほか、もともと事業地内にあった駒形像（駒形堂：泉龍寺へ移設）の当初の分布地付近には何らかの <b>遺跡が存在する可能性</b> がある。方法書では収集した既存資料が不足しており、本事業により「根府川通」へ直接的な変化が及ぶことが想定される。将来的な活用の可能性を踏まえ、「根府川通」について資料調査、聞き取り調査及び現地調査を実施して現状を正確に把握し、予測評価及び必要な環境保全措置の検討を実施すること。なお、検討に際しては地域住民の意見を反映するよう努めること。			正岡子規も通った <b>根府川街道</b> を文化遺産として保存すること。【NO. 17, 28】	事業実施区域には、古道である根府川通やこれに関連する古井戸が存在する上、駒形像（町有形民俗文化財に指定）があったと言われている場所が含まれており、遺跡が存在する可能性があることから、事前に函南町と調整すること。
文化財	3			事業地域内を横切る根府川道沿いには <b>石仏等の埋蔵</b> があるので発掘調査の必要がある。【NO. 29, 62】	
文化財	4 ウ <b>文化財は指定の有無に関わらず、環境影響評価の対象となる</b> 。文化財の調査として、既存資料に記載されるすべてを調査対象とするとともに、 <b>現地調査によって記載のない祠や形跡を確認し、それらをあわせて予測評価を行うこと</b> 。更に、本事業の実施区域において、手続き中、工事中及び供用時にわたり、新たな文化財が確認された場合には、「函南町文化財保護条例」に基づき、文化財保護担当課と協議のうえ、保存及び活用のための必要な措置について適切に対応すること。		遺跡の不時発見の可能性が考えられるため、 <b>事前に函南町生涯学習課への確認</b> すること。（文化財課）		
文化財	5		指定文化財に、函南町指定の有形文化財である <b>駒形像</b> を記載すること。（文化財課）	建設予定地の軽井沢には函南町指定の <b>有形民俗文化財である源頼朝をかたどった駒形像</b> 、田代には同じく函南町指定の <b>有形民俗文化財の双体道祖神</b> があることから配慮すること。【NO. 30】	記載の追記に関する内容である。
文化財	6		<b>国登録記念物である十国峠</b> の眺望の変化等を示すこと。（文化財課）		既に方法書において、景観の眺望点とされている。

(仮称) 函南太陽光発電事業 答申案調製表

：本事業において特別に配慮した項目

区分	函南町長意見	アセス委員	庁内連絡会議	住民等	答申案
活触れの場合 1	ア 調査対象を施設だけに限定しているが、サイクリング、ハイキング・散策、パラグライダー等、広範囲を利用する人と自然との触れ合い活動が本事業の実施区域及びその周辺に分布している。ウォーキングマップ「歩きたくなるまち函南」における丹那小学校の「軽井沢・田代公民館から歩く会」の散策コースは本事業の実施区域に隣接し、かつ、工事関係車両の主要な走行ルートと重なっているため、調査・予測評価の項目として追加すること。	人と自然との触れ合いの活動の場の状況として活動の場が挙げられ、サイクリング、フットパス等から記述されている。また、このエリアではパラグライダーが行われていることを追加すること。(東委員)		事業実施区域内の根府川街道は、函南町のボランティア団体が熱海峠まで街道を整備し、文化財的な重要性をもつハイキングコースとして利用されたものであることから、環境影響評価項目に「人と自然との触れ合いの活動の場」として選定すべき。【NO.177】	事業実施区域の周辺は、ウォーキングマップ「歩きたくなるまち函南」において、「軽井沢・田代公民館から歩く会」の散策コースとなっており、工事車両の主要な走行ルートと重複していることから、事業の実施が、この散策コースに及ぼす影響について、調査、予測及び評価を実施すること。
活触れの場合 2				住民は、日本古来の風景を「触れ合いの場」としてきたことから、周囲の豊かな山林を喪失してしまうことは、この事業の及ぼす多大な影響である。【NO.179,180】	この項目は、触れ合いの場(場所や施設)への影響を予測、評価するものであり、利用活動への影響を評価するものではない。
活触れの場合 3	イ 工事の実施、施設の存在によるサイクリング、ハイキング・散策、パラグライダー等の「人と自然との触れ合い活動の場」への影響が想定されるため、既存資料及び聞き取り調査により十分に情報を集め、環境影響評価項目に選定するとともに、利用実態を把握する現地調査を行い、利用への影響(利用性、快適性)について適切な予測評価及び必要な環境保全措置の検討を実施すること。				
活触れの場合 4	ウ 本地域はパラグライダー等の離発着及び滑空する地域であるため、ソーラーパネルの設置に伴う温度上昇や送電線の設置によるパラグライダー等の安全な飛行の影響について評価すること。				
活触れの場合 5				人と自然との触れ合いの活動の場の環境保全計画は、あいまいな表現でしかないことから、具体的な調査方法や保全措置を検討すること。【NO.70】	

(仮称) 函南太陽光発電事業 答申案調製表

：本事業において特別に配慮した項目

区分	函南町長意見	アセス委員	庁内連絡会議	住民等	答申案
廃棄物 1	太陽光発電事業の終了時における廃棄物の予測評価を実施することとしているが、資機材ごとの耐用年数も含めて提示し、 <b>破損や劣化に伴い発電事業途中のソーラーパネル交換も予測対象</b> とすること。ソーラーパネル素材が未定の場合も、他事例を引用するのではなく、より具体的な事業計画に基づく廃棄物処理・再利用計画を検討するとともに、地球環境への配慮を徹底し準備書に記載すること。	「太陽光設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」には「太陽電池モジュールについては鉛等の有害物質を含有する可能性のあることから、安定型5品目から除外し、 <b>原則として管理型最終処分場で埋立処分すべきである</b> 」と指摘されている。日常点検における少量交換のほか、被災時における緊急処分、施設閉鎖等にもなう大量廃棄の場合の <b>処分方法についても具体的に示すこと。</b> （小泉委員）		事業終了後の <b>パネルの廃棄方法と環境負荷の大きい物質の扱い</b> について、対策と影響を評価すること。【NO. 18, 187】	太陽光パネルには様々な有害物質が含まれている可能性がある上、施設の稼働期間が20年以上に及び、稼働中に破損したパネルや事業完了後に処分するパネルを適正に廃棄する必要があることから、廃棄物の発生時期及び発生量を予測するとともに、可能な限り具体的な処分方法を準備書に記載すること。
廃棄物 2				廃棄物の処理としては、 <b>事業終了時</b> (20年またはその先)まで考えなくてはならない。【NO. 43, 181, 183, 184, 186】	
廃棄物 3				パネルに含まれる「有害物質等の情報の開示方法」及び「工事中」「運営事業中」「事業完了後」における適切な <b>廃棄物処理方法及び有害物質の流出や拡散</b> に対する懸念について、環境影響評価を行うこと。【NO. 185】	
廃棄物 4		<b>残土の搬入先</b> においても環境影響に十分配慮すること。（小泉委員）	<b>膨大(約10万㎡)な残土の処理</b> （場内・場外）に関する評価を行うこと。（森保課）		事業の実施に伴い大量の残土が発生することから、予測される発生量と処分方法を準備書に記載するとともに、残土の処分先においても、環境に及ぼす影響を回避又は低減するように配慮すること。
廃棄物 5			伐採樹木について、粉碎・チップ化し再利用や、所有のバイオマス発電所での利用を検討するとあるが、 <b>マテリアル・リサイクル：原材料としての使用</b> の可能性を優先して検討すること。（建技企課）		事業の実施に伴い大量の伐採木が発生することから、伐採木の再利用も含め、予測される発生量と処分方法を準備書に記載するとともに、伐採木については、可能な限り再利用に努めること。

(仮称) 函南太陽光発電事業 答申案調製表

：本事業において特別に配慮した項目

区分	函南町長意見	アセス委員	庁内連絡会議	住民等	答申案
反射光、 輻射熱	1 ア 光害については、方法書に設定されている調査地点及び予測対象時期3ケースだけではなく、 <u>周辺に調査地点及び1年を通した予測ケースを追加すること。</u>			反射光は、太陽高度、位置により変化することから、 <u>調査頻度を検討</u> すること。(朝、昼、夕の3回の調査を月1回行い、1年間にわたる継続した調査を求める) 反射光の調査は、眺望点である <u>丹那盆地内や伊豆スカイライン、熱函南道路及び県道11号線</u> 沿線を追加すること。【NO.104】	反射光の予測、評価地点は、景観における眺望地点に準じて設定し、予測の結果をわかりやすく準備書に記載するとともに、眺望点が反射光の影響を受ける場合には、時期及び時間を示すこと。
反射光、 輻射熱	2 イ 太陽の角度等からパネルの東西側は光害の影響を受けやすいため、特に <u>軽井沢地区の住居、かなみスプリングスCC、伊豆スカイライン上のパネルが見える位置は予測地点に追加するとともに、周辺の住居や観光地、ジオサイト、別荘地、公園、通行車両等に影響</u> が及ばないかを調査すること。また、本地域は <u>パラグライダー</u> 等の離着陸及び滑空する地域であるため、これらの飛行に対する <u>影響予測</u> も実施すること。	太陽光パネルによる <u>光反射</u> および温度上昇による気流の変化で、事業実施区域周辺で飛行する <u>パラグライダーへの影響</u> が考えられる。特定の位置だけでなく空間でも詳細な検討が必要である。(齊藤委員)			
反射光、 輻射熱	3 ウ 反射光の調査範囲を対象事業実施区域から <u>約1,000mとした根拠が明確でない</u> ため、周囲への影響予測を適切に把握する調査及び予測手法・地点を再設定し、本方法書の手続期間中に方法書を修正し、公表すること。				上の意見において、調査距離は1000mに限定されなくなることから、知事意見としては述べない。
光、反射 熱、輻射	4	反射光の影響は、 <u>パネルの仕様(色彩)や設置場所によって異なる</u> と思われる。(齊藤委員)			事業で使用する太陽光パネルからの反射光や輻射熱が、人や家畜の健康及び農作物の生長に影響を及ぼすおそれがあることから、事例や知見を収集し、それらを踏まえて予測及び評価を実施すること。
反射光、 輻射熱	5			ソーラーパネルの反射光によって <u>人や家畜の健康への悪影響</u> が懸念される。【NO.103】	
反射光、 輻射熱	6			パネル設置による環境への影響を評価するとともに、 <u>環境保全措置は具体的な内容を記載</u> すること。【NO.66】	
反射光、 輻射熱	7			パネル設置に伴う、 <u>熱中症や作物の成長</u> への影響が懸念される。【NO.104】	
反射光、 輻射熱	8			事業地の「 <u>気温上昇</u> 」、「 <u>湿度の低下</u> 」、「 <u>地形改変</u> 」及び「現状と事業開始後の環境変化」について調査等が必要。【NO.163】	

(仮称) 函南太陽光発電事業 答申案調製表

：本事業において特別に配慮した項目

区分	函南町長意見	アセス委員	庁内連絡会議	住民等	答申案
交通影響	1			交通上の影響(運搬期間、運搬の通行数の影響、道路幅員不足、排ガス等の影響、地元民の交通の障害)について、長期で広範囲にわたる詳細な調査をしなければならない。 【NO. 8】	事業の実施に伴う工事車両の通行は、地域交通に影響を及ぼすおそれがあることから、地域交通を評価項目に追加し、地域交通の状況を把握するとともに、事業の実施に伴う周辺道路の渋滞や安全性の低下などについて、予測、評価を実施すること。
交通影響	2			県道11号線は、自動車だけでなくサイクリングを楽しむ方が多く往来する。季節により利用状況が異なるため、 <b>四季の交通量調査が必要</b> である。【NO. 178】	
交通影響	3		事業の実施に伴う発生又は集中交通量など、 <b>地域交通への影響</b> がわかる情報を記載すること。(道企課)	<b>新しい交通データ</b> を使用して、評価を行うこと。【NO. 49】	
交通影響	4		「 <b>地域交通</b> 」を評価項目に追加し、事業の実施に伴う周辺道路の渋滞や安全性の低下など地域交通に及ぼす影響を評価すること。(道企課)	交通量調査は渋滞箇所を把握した上で、渋滞懸念のある調査地点の工事による交通量増減の、日別、時間帯別の通行車両と台数を計り、 <b>環境負荷や住環境の負荷増大量を検討項目に追加</b> し、具体的な低減策の評価を行うこと。【NO. 57, 75】	
交通影響	5		交通量調査地点について、県道と交差する町道の取り付けを考慮し、 <b>地元住民等の車両走行が多いと考えられる地点を選定</b> すること。(道企課)		
電磁波	1	ア <b>パワーコンディショナー</b> 及びその他送電設備から発生する <b>電磁波</b> は、 <b>テレビやラジオの周波数に類似している可能性</b> があり、環境影響が想定されるため、設置予定の同一機種による電波障害の現地調査及び予測評価を実施すること。環境影響が小さいと予測される場合も、環境影響評価項目として扱い、影響が小さいとする根拠を含めて示すこと。		送電線などからの <b>電磁波公害</b> に対して強い予防原則の立場で検討して欲しい。【NO. 54】	事業で使用するパワーコンディショナーや送電線から発生する電磁波が、電波障害を生じさせ、ラジオや防災無線に影響を及ぼすおそれがあることから、事例や知見を収集し、それらを踏まえて予測及び評価を実施すること。
電磁波	2	イ <b>パワーコンディショナー</b> 及びその他送電設備から発生する <b>電磁波による健康被害</b> については、既存資料及び現地調査により検討したうえで、環境影響評価の選定について再度検討すること。		<b>直流を交流に変換するときに発生する高周波</b> は、ラジオノイズとして周辺地域に電波障害を誘発し、ラジオの受信障害になるばかりか、 <b>防災無線等地域生活の安全に大きく影響</b> することが懸念されるので、環境影響評方法書の項目に追加すべきである。【NO. 64】	
放射線	1	ウ <b>放射線の量</b> については、計画地の西側の測定結果を用いて検討したうえで、 <b>環境影響評価の選定</b> について再度検討すること。			事業は、放射線を生じるものではないため、対象としない。

(仮称) 函南太陽光発電事業 答申案調製表

：本事業において特別に配慮した項目

区分	函南町長意見	アセス委員	庁内連絡会議	住民等	答申案
その他	1			「対象事業実施区域の周囲には、約0.9kmの位置に丹那小学校及び丹那幼稚園がある。」という事実を踏まえて環境影響評価を行うこと。【NO. 41】	事業実施区域の下流域への影響を考慮して、意見を調製した。
その他	2			対象事業の内容、特に造成等の施工規模や防災施設の設計内容及び設計根拠や流域河川等の区域外の排水路状況、過去の災害等を明らかにした上で評価項目の設定をやり直し、評価項目として選定していない項目については、その理由を全て記載すべきである。【NO. 48】	アセスは設計根拠等を明確にさせるものではないものの、評価項目の選定については、再検討を促す必要があることから、別の項目にて意見を述べている。
その他	3	ア 大規模な伐採により、周辺気象及び大気質への影響が想定される。そのため、本事業の実施区域においては、 <u>風向・風速、気温、湿度、気圧、日射量、放射収支量、降水量等、年間を通じた気象の観測を実施</u> すること。なお、大気質の調査結果及び気象の観測結果については、F分布棄却検定法による気象の異常年検定を行い、適切な年のデータであることを確認したうえで、環境影響評価を行うこと。	樹木の伐採およびパネルの設置により、現地および周囲の <u>気温に影響</u> があると考えられるので、気象の状況の調査項目に気温を加えることを検討し、予測・評価を行うこと。(松浦委員)	森林伐採に伴う事業地の「 <u>気温上昇</u> 」、「 <u>湿度の低下</u> 」、「 <u>地形改変</u> 」の調査等が必要。【NO. 163】	大規模な森林伐採及び太陽光パネルの設置は、事業実施区域及び周囲の気温に影響を及ぼすおそれがあることから、事例や知見を収集し、それらを踏まえて予測及び評価を実施すること。
その他	4		パネルを設置しても <u>温度上昇がないと判断した根拠</u> を示すこと。(斉藤委員)		<u>局地風(熱風、微気象)による影響</u> も調査項目にいれるべき。【NO. 188, 189, 206】
その他	5			森林を伐採し、ソーラーパネルを設置することにより <u>気温の変化が予想</u> され、その程度や住民生活への影響及び動植物への影響を調査すべきである。 気温上昇による <u>酪農への影響</u> も懸念される。【NO. 205】	
その他	6			施設が台風などの <u>強風で被災</u> した場合や <u>火災等</u> が生じた場合の影響の評価を行うこと。【NO. 176, 202, 203, 204,】	施設の稼働後に太陽光パネルが台風等の強風により破損し、破片等が事業実施区域内外へ飛散するおそれや漏電による火災が発生するおそれがあることから、維持管理方法や火災防止対策等を準備書に記載すること。
その他	7		現地は盆地地形を有しており、防災無線などの音がパネルで共鳴することはないのか。住民生活に影響がないことを明らかにすること。(斉藤委員)		現地は盆地地形を有しており、防災無線などの音が太陽光パネルで反響し、聞き取りにくくなるおそれがあることから、事例や知見を収集し、それらを踏まえて予測及び評価を実施すること。
その他	8			県道熱海函南線への今回建設工事による影響が不明であるため、今後提出される準備書に記載するとともに、 <u>道路管理者と事前に協議</u> すること。(道企課)	関係法令等の遵守に関する内容である。
その他	9			工事に使用する特殊車両の通行について、 <u>事前に道路管理者へ特殊車両通行許可の申請</u> を行ったうえで適切に通行すること。(道企課)	
その他	10			<u>土壌汚染対策法</u> に基づく届出をすること。(生環課)	
その他	11			<u>国立公園</u> 区域内で工作物の新築等を行う場合には事前に協議すること。(自保課)	